

## 「工事費内訳書作成に関する注意事項」

- 1 工事費内訳書は、入札(見積)書に記載する見積金額の内訳を記載するものであり、適切な原価計算に基づき積算した結果を記載するものとする。
- 2 A4版(縦使い)とする。また、複数枚になってもよい。
- 3 工事費内訳書は、工事件名、住所、商号又は名称、代表者職氏名を記載し、代表者印等を押印したものを提出すること。
- 4 直接工事費は、設計図書で提供した内訳書を参考とし、種別・工種別ごとに記載すること。
- 5 最下欄の工事費計は、入札(見積)書の応札金額と一致していること。  
※工事費計と応札金額が不一致の場合は、無効として取り扱うものとする。
- 6 工事費内訳書は、積算の内訳を明らかにするものであることから、1万円未満の端数処理の場合を除いて、「値引き」や「割引」など、理由のない減額項目を記載しないこと。
- 7 欄外の(工事費のうち、現場労働者に関する健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の法定の事業主負担額)には建設工事の直接的な作業に従事する現場作業員に係る社会保険料の事業主負担分を記載すること。
- 8 工事費内訳書の記載に不備等があったときは、説明を求める場合がある。